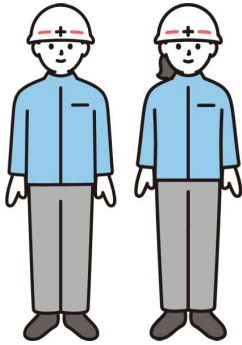


避難行動要支援者の 個別避難計画



事業所向け 説明資料

船橋市役所 地域福祉課

目次

01

避難行動要支援者

- ・ 概要.....3
- ・ 避難行動要支援者名簿登載基準.....4

02

個別避難計画

- ・ 概要.....6
- ・ 個別避難計画の作成.....7
- ・ (参考)個別避難計画の様式.....8
- ・ 個別避難計画作成の業務委託フロー.....9

概要

○避難行動要支援者とは

高齢者や障害者などの要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、特に支援が必要な人を避難行動要支援者といいます。

○避難行動要支援者名簿

あらかじめ避難行動要支援者の情報を登載した名簿を避難行動要支援者名簿といいます。

宿泊可能避難所となる小中学校に配備されており、災害発生時には地域住民を中心とする避難所運営委員会が、名簿をもとに安否確認を実施します。

避難行動要支援者名簿登載基準

- | | |
|---|---|
| ① | 65歳以上の高齢者のみ世帯で介護保険における要介護認定(要支援1～2、要介護1～2)を受けている者 |
| ② | 要介護認定3以上を受けている者 |
| ③ | 1・2級身体障害者手帳所持者 ※ただし免疫障害者を除く |
| ④ | A判定以上療育手帳所持者 |
| ⑤ | 1級精神保健福祉手帳所持者 |
| ⑥ | 指定難病患者のうち筋萎縮性側索硬化症患者、24時間人工呼吸器装着者 |
| ⑦ | 小児慢性特定疾病児童等のうち24時間人工呼吸器装着者 |
| ⑧ | その他市長が認めた者 |

02

個別避難計画

概要

○個別避難計画とは

高齢者や障害者などの自ら避難することが困難な避難行動要支援者の一人ひとりに対して作成する避難支援のための計画を個別避難計画といいます。

令和3年5月の災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が市町村の努力義務となり、国の指針では優先度が高いと市町村が判断した者について、改正法施行後からおおむね5年程度で個別避難計画の作成に取り組むこととされました。

個別避難計画の作成

○作成目的

- ・ 災害時や災害情報が発出された時に安全に避難するため。
- ・ 避難先での生活に必要な支援を事前に把握するため。
- ・ 避難所でのトリアージの参考とするため。

○作成協力

国の指針では、個別避難計画の作成には本人の心身の状況や生活実態を把握している福祉専門職等と連携して取り組むことが必要だとされています。

高齢者	障害者	24時間人工呼吸器装着者
ケアマネジャー等	相談支援専門員等	保健所・保健師等

(参考) 個別避難計画の様式

船橋市 避難行動要支援者のための個別避難計画(記入例)

作成日: 令和 5年 9月 9日 (事業所名: ●●ケアプランセンター)

作成者: 高 山 さん

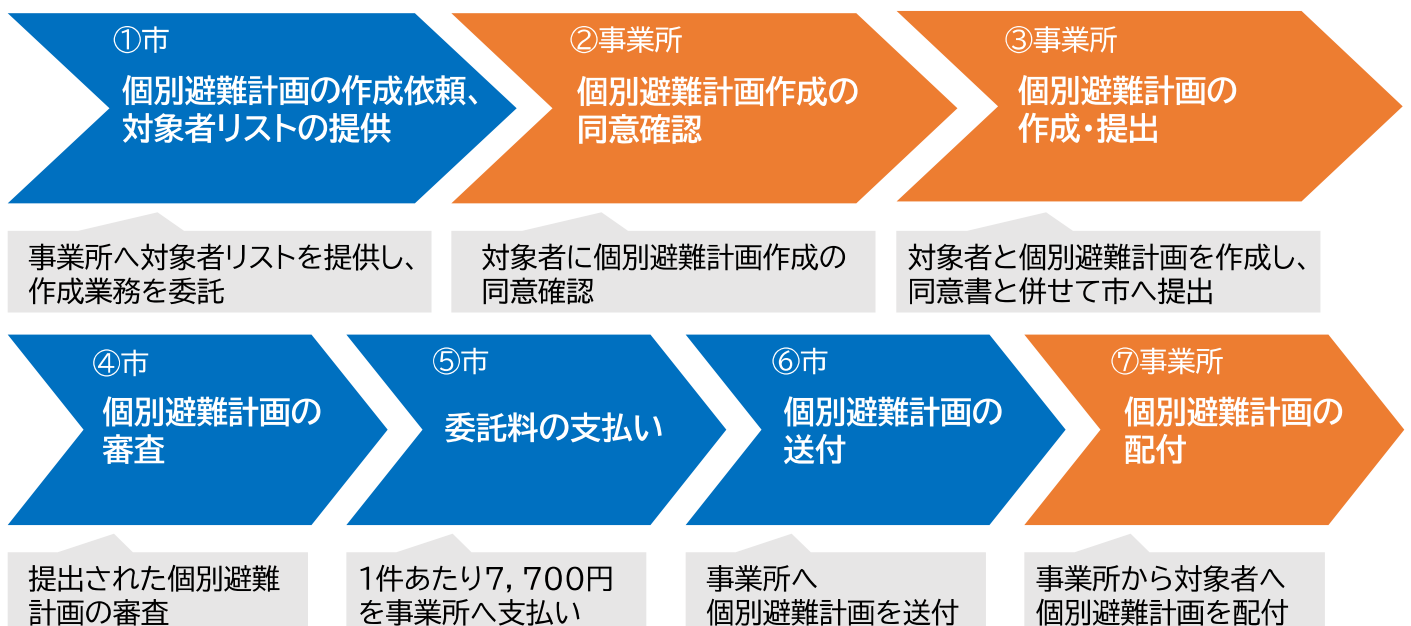
① 避難者の氏名・住所等	A	ふりがな	ふなばし はなこ
	B	氏名	船橋 花子
	C	生年月日	□大正 □昭和 □平成 □令和 ●年 ●月 ●日
	D	性別	□男 □女 □他
	E	居住地	船橋市 湊町2-10-25
② 避難者の状況	F	電話	047(●●●●)●●●● 090(●●●●)●●●●
	G	同居家族等 (本人を除く)	□いる 2人(うち平日居間在室 1人) □いない
	H	町会・自治会	●●自治会
	I	氏名	船橋 太郎
	J	本人から見た 続柄	□子(義理の子も含む) □夫 □妻 □父 □母 □兄 □弟 □弟 □妹 □その他(友人)
③ 避難者の住所	K	住所	本人と同じ
	L	電話	090(●●●●)●●●● ()
	M	氏名	千葉 愛子
	N	本人から見た 続柄	□子(義理の子も含む) □夫 □妻 □父 □母 □兄 □弟 □弟 □妹 □その他(友人)
	O	住所	船橋市湊町●-●
④ 避難者の連絡先	P	電話	047(●●●●)●●●● ()
	Q	氏名又は団体等	●●自治会
	R	住所	船橋市湊町●-●
	S	電話	047(●●●●)●●●● ()
	T	氏名又は団体等	千葉 愛子
⑤ 避難者の連絡先	U	住所	船橋市湊町●-●
	V	電話	047(●●●●)●●●● ()
	W	氏名又は団体等	●●自治会
	X	住所	船橋市湊町●-●
	Y	電話	047(●●●●)●●●● ()

⑥ 避難者の状況	A	洪水想定	□該当なし □洪水・内水(最大浸水 M) □対策(最大浸水 M)
	B	土砂災害	□該当なし □土砂災害(特別)警戒区域 【その他(詳細)】
	C	地震想定	□該当なし □建物倒壊 □津波 【その他(詳細)】 昭和45年建築の木造住宅
	D	障害者手帳	□身体障害者手帳 □療育手帳 □該当なし □精神障害者保健福祉手帳 □該当なし
	E	障害支援区分	要支援 □1 □2 □3 □4 □5 □6 要介護 □1 □2 □3 □4 □5
⑦ 避難者の状況	F	要介護認定	要介護 □1 □2 □3 □4 □5
	G	相談支援専門員	事業所名: ●●ケアプランセンター 担当: 山 さん 連絡先: 047(●●●●)●●●●
	H	ケアマネジャー	事業所名: ●●ケアプランセンター 担当: 山 さん 連絡先: 047(●●●●)●●●●
	I	その他サービス① (ディサービス等)	事業所名: ディサービス●● 担当: 山 さん 連絡先: 047(●●●●)●●●●
	J	その他サービス② (ディサービス等)	事業所名: ●● 担当: 山 さん 連絡先: ()

⑧ 避難者の状況	H	主な疾患・障害	【施設により右側に軽い障害がある】
	I	かかりつけ医療機関①	●●病院
	J	電話番号	047(●●●●)●●●●
	K	電話番号	()
	L	携行器具	●●血圧計 ●●薬をもらってくる薬 ●●歩行器
⑨ 避難者の状況	M	その他留意事項	
	A	避難行動時に 必要な支援	□歩行が不自由 □目が不自由 □耳が不自由 □介助・近所連泊の連絡等に介助が必要 □危険なことを判断できない 【その他(詳細)】 ●●歩行器を使用しているため、助産など注意が必要
	B	避難先で 必要な支援	介助が必要 (□食事 □トイレ □着替え □入浴) 【その他(詳細)】 ●●車に座ることが困難なので椅子が必要
	C	在宅避難時に 必要な支援	□情報収集に助けが必要 □避難所までの移動が困難なため、救援物資の受け取りのために手助けが必要 【その他(詳細)】
	D	その他	

⑩ 避難者の状況	A	避難先	●●小学校
	B	避難先への移動経路	①緊急連絡先の収集 ②緊急連絡先・避難支援者との連絡方法の確認 ③防災グッズ・非常食等の用意
	C	避難先への移動経路	①緊急連絡先・避難支援者との連絡を取りあう ②避難支援者と協力して避難先へ避難
	D	避難先への移動経路	避難のために外出することで、かえって危険が及ぶような状態では、自宅内のより安全な場所に避難する。
	E	避難先への移動経路	避難先への移動経路

個別避難計画作成の業務委託フロー



◎事業所のみなさまへのお願い

現在、市では避難行動要支援者のうち、要介護度や障害支援区分の高い方を優先して、個別避難計画の対象者リストを作成し、順次、関係事業所に計画作成依頼を送付しています。

もし、市から計画作成の依頼がありましたら、ぜひご協力くださいますようお願いいたします。

また、市から依頼が無くても、各事業所で個別避難計画を作成できる避難行動要支援者を支援している場合は、計画作成を委託することが可能ですので、市地域福祉課へご連絡ください。

船橋市 健康福祉局 福祉サービス部 地域福祉課 管理係
船橋市湊町2-10-18 千葉県船橋合同庁舎4階
TEL 047-436-2313 FAX 047-436-3315
メール chiikifukushi@city.funabashi.lg.jp